

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	井出 晴美（20）	<p>1. 子供の虫歯予防について</p> <p>厚生労働省は本年3月28日、これまでの地方公共団体における歯科保健医療業務指針を廃止し、4月から新たな指針に基づき、地方公共団体における歯科保健医療業務の積極的な推進に努めるよう通知しました。</p> <p>新指針の市町村における歯科保健業務の中で、行政歯科専門職の確保・配置・育成として、市町村は地域の実情に応じた効果的な歯科保健対策が円滑かつ適切に実施できるよう、企画・立案、関係機関等との調整を行う歯科衛生士等の確保・配置に努めることや、歯科衛生士等を対象に、歯科口腔保健の専門職としての育成を図るため、研修機関への派遣や、経験に応じた研修機会等の確保、行政職員として関連部局への異動を行う等、計画的な人材育成に努めることが示されています。</p> <p>また、乳幼児期における歯科保健事業として、市町村は1歳6か月児及び3歳児健診においては歯科健診を実施し、歯科疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯科保健指導や情報提供に努めることや、実情に応じて、2歳児、5歳児等における歯科健診の実施も考慮すること、保護者を対象とした歯と口腔の健康に関する普及啓発に努めることが示されています。</p> <p>さらにフッ化物応用については、乳幼児期及び学齢期における歯科保健事業として、関係者の合意を得た上で、保育所、幼稚園、認定こども園並びに学校における集団フッ化物洗口の実施に努めることが示されています。</p> <p>これらを踏まえ、以下4点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期における歯科保健事業の取組について伺う。 (2) 市内幼稚園・保育園・認定こども園での歯科健診及びフッ化物洗口の実施状況について伺う。 (3) 学校での歯科健診及びフッ化物洗口の実施状況について伺う。 (4) 新指針に、各種歯科保健対策の企画・立案、関係機関等との調整を行う歯科衛生士等の確保・配置に努めることとありますが、本市の歯科衛生士等の雇用状況、職務内容について伺う。 	市長 教育長 及び 担当部長